

■□■ 利用料のご案内 兼 同意書 ■□■
(きりん訪問介護事業所)

■ 訪問介護費

身体介護	20分未満	¥167	+	身体介護 (20分未満以外)に 引き続き生活援助を 行った場合 20分から起算して25分を増すごとに67円
	20分以上30分未満	¥250		
	30分以上1時間未満	¥396		
	1時間以上 (579円に30分を増すごとに84円)			
生活援助	20分以上45分未満	¥183		
	45分以上	¥225		
特定事業所加算(Ⅱ)	単位数の10/100			
処遇改善加算(Ⅰ)※1	137/1000			
特定処遇改善加算(Ⅰ)※2	63/1000			
ベースアップ等加算	24/1000			

■ 介護予防相当サービス費

要支援	1	週1回程度の訪問介護が必要とされた方	¥1,176
	2		
要支援	1	週2回程度の訪問介護が必要とされた方	¥2,349
	2		
要支援	2	週2回程度を超える程度の訪問介護が必要とされた方	¥3,727
処遇改善加算(Ⅰ)※1	137/1000		
特定処遇改善加算(Ⅰ)※2	63/1000		
ベースアップ等加算	24/1000		

■ 生活援助型訪問サービス(簡易型)生活援助のみの方の加算

要支援	1	週1回程度の訪問介護が必要とされた方	¥1,000
	2		
要支援	1	週2回程度の訪問介護が必要とされた方	¥1,998
	2		
要支援	2	週2回程度を超える程度の訪問介護が必要とされた方	¥3,169
処遇改善加算(Ⅰ)※1	137/1000		
特定処遇改善加算(Ⅰ)※2	63/1000		
ベースアップ等加算	24/1000		

※早朝と夜間は25%・深夜は50%をご利用料金に加算させていただきます。

※二人で介護した場合は、2倍の料金となります。

※初回 1ヵ月/200円

※生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1ヵ月/100円 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 1ヵ月/200円

※上記利用料金の他に、実費がかかる場合があります。

※掲載しております金額は、令和4年10月1日現在の一割負担の金額となっております
利用者ごとに定められた負担割合に応じて金額が変動します。

※ベースアップ等支援加算は※1、※2を含めない介護保険月額合計に加算単位を乗じた額になります。

上記について説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

Ⓜ

代筆

代筆理由